

平成 27・28 年度 島根県要約筆記者養成講習会

受講生募集!

拡声器を使って何か説明しています。



もし、この中に耳の不自由な方がおられたら、「なぜ皆が逃げているのか。どこに逃げるのか」わかりません。聴覚障がいの方がいるとわかっていれば、何らかの方法でお知らせすることはできますが、わからなければ、伝えることができません。聴覚障がいは外見からはわからない「見えない障がい」です。

耳の不自由な方が困っていることは？



例えば、銀行の窓口で名前を呼ばれても気づかない、病院へ行っても、先生の説明がわからない、周りの人が、何で笑っているのかわからないなど、人とのコミュニケーションがとりにくいため、日常生活で様々な困難を抱えています。

耳の不自由な方とのコミュニケーション方法は？

()内は構成比(%)

総数	補聴器や人工内耳等の補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他
338	234	102	32	64	23
(100.0)	(69.2)	(30.2)	(9.5)	(18.9)	(6.8)

厚生労働省 平成18年 身体障害児・者実態調査結果より

手話を思い浮かべる人は多いと思いますが、手話ができる人は全体の2割程度です。中途失聴者・難聴者にとって、手話を習得することは容易ではありません。表にもありますが、手話以外に、読話（話し手の唇の動きや顔の表情から話の内容を読みとる）、筆談（文字を書いて意思を伝え合う）という多様なコミュニケーション方法があります。

その中のひとつに「要約筆記」という方法があります。

要約筆記とは？

聞こえが不自由な方々に、聞きとった内容その場で文字にして伝える（用紙に話しの内容を要約したり、パソコンなどを使ってスクリーンに映し出す）通訳活動です。社会参加する権利を守り、社会福祉従事者として理想社会の実現を目指す社会活動です。

講習会修了後に、全国統一要約筆記者認定試験に合格し、島根県登録をされた方には、様々な派遣現場で活動していただきます。



募集案内

- ☆日 程： 平成 27 年 5 月～平成 28 年 10 月（実施要領でご確認ください）
- ☆コース： 手書きコース・PC（パソコン）コース 各 20 名（5 名に満たないコースは開催しません）
- ☆会 場： いきいきプラザ島根
島根県松江市東津田町 1741-3 TEL：0852-32-5960
- ☆対象者： 受講修了後、全国統一要約筆記者認定試験を受験し、島根県意思疎通支援者（要約筆記者）として活動する意志のある、島根県在住者の方。
- ☆費 用： 受講料は無料ですが、テキスト代や教材等の一部は自費負担があります。
- ☆その他： PC コース受講者は、以下の条件を満たす方が対象です。
- ①基本的なパソコン操作、タッチタイピングができる方。
 - ②セキュリティー対策が万全なノートパソコン（マッキントッシュ社製やタブレットパソコンは不可）を持参できる方。
 - ③OSはWindows 7 以上(Windows RT は不可。Windows 7 以下の PC の方は、ご相談ください)
 - ④LAN 接続をしますので、無線 LAN の PC は不可。

実施要領、申込書、日程表は島根県聴覚障害者情報センターのホームページよりダウンロードをお願いします。ダウンロードできない方は、当センターにお問い合わせください。

ホームページアドレス <http://www.shimane-choukaku.jp/>

申込み方法

H27.4.20（月）までに郵送（消印有効）
または、ご持参ください。



お問い合わせ・申込み先
島根県聴覚障害者情報センター
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3 階
TEL 0852-32-5960